

## 函館市グリーン購入推進検討委員会設置要領

(設置)

第1条 「函館市環境物品等調達方針」に基づき、本市の環境物品等の調達を円滑に推進するために函館市グリーン購入推進検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の事項を協議する。

- (1) 調達すべき環境物品等の対象品目に関すること。
- (2) 環境物品等の調達目標に関すること。
- (3) 調達目標に対する調達実績の把握に関すること。
- (4) その他グリーン購入の推進に関すること。

(構成)

第3条 委員会は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。

- 2 委員長は、特に必要があると認めるときは、審議事項に関係のある職員に委員会への出席を求めることができる。
- 3 その他委員長が認める事項については、委員の所属する課の主査職の者により協議することができる。
- 4 前項による協議をする場合は、審議事項に関係ある職員の出席を求めることができる。

(委員長)

第4条 委員会の委員長は、環境部環境総務課長をもって充てる。

- 2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(召集)

第5条 委員会は、必要に応じ委員長が召集する。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、環境部環境総務課が行う。

(その他)

第7条 この要領で定めるもののほか、委員会の運営その他この要領の施行について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、平成13年8月23日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則  
この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則  
この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則  
この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則  
この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

総務部	総務課長（庶務係長）
財務部	調度課長（年契担当主査）
環境部	環境総務課長（企画担当主査）
会計部	会計課長（共通物品担当主査）
企業局管理部	経理課長（物品契約担当主査）
病院局管理部	経理課長（調度係長）